

一宮町公告第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により一宮町森林整備計画を変更したいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、一宮町森林整備計画（変更）の案を縦覧に供する。

なお、一宮町森林整備計画（変更）の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、一宮町長に対し、理由を付した文書を持って、意見書を提出することができる。

令和4年 2月 3日

一宮町長 馬淵 昌也



1 縦覧場所

一宮町一宮2457番地

一宮町役場 産業観光課

2 縦覧可能時間

8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

2 縦覧期間

自 令和4年 2月 3日

至 令和4年 3月 3日